

入札における未加入の元請業者の排除

平成27年4月

県発注のすべての建設工事において、個別公告で社会保険等加入を入札参加条件に追加



平成28年6月

平成28・29年度県内入札参加資格審査から、入札参加要件に社会保険等加入を追加

元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約の禁止

平成27年4月

下請総額3,000万円（建築一式工事では4,500万円）以上の工事を対象に、元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止



平成29年4月

すべての建設工事で元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止（下請総額3,000万円（建築一式工事では4,500万円）の制限を撤廃）

◎平成28・29年度県内入札参加資格審査から、入札参加要件に社会保険等加入を追加(未加入の元請業者を排除)

※平成27年4月1日から、県発注のすべての建設工事において、個別公告で社会保険等加入を入札参加条件に追加

平成28年6月1日
から実施済

◎すべての建設工事で元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止(下請総額3,000万円(建築一式工事では4,500万円)の制限を撤廃)

- ・施工体制台帳で加入状況を確認
(虚偽の施工体制台帳を提出すれば7日以上営業停止)
- ・未加入の一次下請業者に対しては元請業者が指導
- ・低入札調査で一次下請予定業者の未加入が判明すれば失格
- ・一次下請業者が加入しない場合、元請業者に入札参加資格停止(1か月)の措置を実施

※平成27年4月1日から、下請総額3,000万円以上(建築一式工事では4,500万円以上)の工事で元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止

平成29年4月1日
から適用

※上記により判明したすべての未加入業者(二次下請等を含む)に対し、県から加入指導及び保険担当部局への通報等を実施
※社会保険等の適用除外となる者は本制度の対象外になるが、元請業者が適用除外であっても一次下請業者が未加入(加入義務があるが加入していない)であれば、当該元請業者は制度の対象になる

社会保険等とは

- 雇用保険(雇用保険法)
労働者の失業が生じた場合、労働者が職業に関する教育訓練を受けた場合等に、必要に応じて保険を給付
- 健康保険(健康保険法)
労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡、出産について、保険を給付
- 厚生年金保険(厚生年金保険法)
労働者の老齢、障害、死亡により所得を喪失した場合等に、本人及び家族の生活保障のため、保険を給付

加入義務・条件

	雇用保険	健康保険・厚生年金保険
適用事業所	1人でも労働者を雇用する事業所(個人・法人問わず)	法人:すべての事業所 個人:常時5人以上の従業者を雇用する事業所
個人事業主	加入できない	加入できない
法人取締役	加入できない	被保険者となる(非常勤は適用されない)